

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は、地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎県三股町

公表日

平成28年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、地域生活支援事業等に関する事務を実施する。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①地域生活支援事業の支給決定及び対象者の管理に関する事務
③システムの名称	総合福祉システム、障害者福祉サービス支給管理システム、共通宛名システム、、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
地域生活支援事業に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第84項、並びに内閣府・総務省令(平成26年9月10日第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二の16、26、56の2、57、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、19条、30条、31条、44条 (2)情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長 岩松 健一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三股町福祉課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9061
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三股町福祉課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9061

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

